

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
に当たるときは、
その翌日)

目次

◇告 示 県道の区域の決定

県道の区域の変更

県道の供用の開始

建築基準法による道路の指定

告 示

鳥取県告示第百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十八年二月二十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
福部鳥取線	鳥取市吉方三七九―六地先から同市 吉方一五九―四地先まで	六・〇 〓二三・〇	五六四・四

鳥取県告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十八年二月二十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

路線名	区 間	変更前後 敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
鳥取鹿野倉吉線	気高郡鹿野町大字鷲峰字右田 四二〇―二地先から同大字字 出口四二八―三地先まで	一・二 〓一六・〇	一五七・〇
		一・三 〓一六・〇	一五七・〇

川上青谷停車場線	矢口鹿野線	金沢伏野線	高路古海線	下木原岩美停車場線	岩美郡岩美町大字大坂字屋敷七八一―地先から同大字字下モ田八〇地先まで	岩美郡岩美町大字大坂字下椎ノ木一五地先から同地先まで	岩美郡岩美町大字小田字椎ノ木五〇三―地先から同地先まで	岩美郡岩美町大字小田字椎ノ木五〇三―地先から同地先まで	岩美郡岩美町大字小田字椎ノ木三八七―地先から同字五〇〇次―地先まで	岩美郡岩美町大字小田字椎ノ木五〇〇次―地先から同大字字平岩四八五―地先まで	岩美郡岩美町大字小田字井手ノ上四八二―一―地先から同地先まで	鳥取市北村字前田上分三一六―一―地先から同市北村字前田下分二九五―一―地先まで	鳥取市松原字西前田一二〇―一―地先から同市金沢字浜土居三六―地先まで	鳥取市福井字中澤四二七―一―地先から同市福井字前田二三〇―一―五―地先まで	気高郡気高町大字下坂本字四牧畑三八九―地先から同字三九六―地先まで	気高郡気高町大字田原谷字宮下一五―一―地先から同字一一―一―地先まで
					岩美郡岩美町大字大坂字下椎ノ木一五地先から同地先まで	岩美郡岩美町大字小田字椎ノ木五〇三―地先から同地先まで	岩美郡岩美町大字小田字椎ノ木三八七―地先から同字五〇〇次―地先まで	岩美郡岩美町大字小田字椎ノ木五〇〇次―地先から同大字字平岩四八五―地先まで	岩美郡岩美町大字小田字井手ノ上四八二―一―地先から同地先まで	鳥取市北村字前田上分三一六―一―地先から同市北村字前田下分二九五―一―地先まで	鳥取市松原字西前田一二〇―一―地先から同市金沢字浜土居三六―地先まで	鳥取市福井字中澤四二七―一―地先から同市福井字前田二三〇―一―五―地先まで	気高郡気高町大字下坂本字四牧畑三八九―地先から同字三九六―地先まで	気高郡気高町大字田原谷字宮下一五―一―地先から同字一一―一―地先まで		

河原郡家線	上地栃本線	麻生国府線	河内鳥取線	俵原青谷線	青谷停車場井手線	気高郡青谷町大字鳴滝字水本六〇―一―地先から同大字字幸ノ上六四―五―地先まで	気高郡青谷町大字青谷字橋詰四三〇―八―六―地先から同字四三一〇―三―地先まで	気高郡青谷町大字早牛字傍示境一四六―一―地先まで同地先まで	気高郡青谷町大字善田字平田前三四三―一―地先から同町大字青谷字土橋一―一―五―地先まで	気高郡鹿野町大字河内字上寺河内一一二―一―地先から同大字字飛田岸屋敷二二四〇―一―地先まで	気高郡鹿野町大字河内字飛田岸ノ前一四九三―地先から同大字字東切部一七二四―二―地先まで	鳥取市松上字鳥居元三一―一―地先から同市松上字大阪四五―地先まで	岩美郡国府町大字岡益字通り谷山六三五―一―地先から同大字字大カワゲ六三一―一―地先まで	岩美郡国府町大字上地字高畦二七二―地先から同大字字イトバ土居二一六―二―地先まで	岩美郡国府町大字栃本字前田三〇五―四―地先から同字二八四―一―地先まで	八頭郡河原町大字長瀬字下河原三三一―五―地先から同町大字片山字前新田五〇五―地先まで
						気高郡青谷町大字鳴滝字水本六〇―一―地先から同大字字幸ノ上六四―五―地先まで	気高郡青谷町大字青谷字橋詰四三〇―八―六―地先から同字四三一〇―三―地先まで	気高郡青谷町大字早牛字傍示境一四六―一―地先まで同地先まで	気高郡青谷町大字善田字平田前三四三―一―地先から同町大字青谷字土橋一―一―五―地先まで	気高郡鹿野町大字河内字飛田岸ノ前一四九三―地先から同大字字東切部一七二四―二―地先まで	鳥取市松上字鳥居元三一―一―地先から同市松上字大阪四五―地先まで	岩美郡国府町大字岡益字通り谷山六三五―一―地先から同大字字大カワゲ六三一―一―地先まで	岩美郡国府町大字上地字高畦二七二―地先から同大字字イトバ土居二一六―二―地先まで	岩美郡国府町大字栃本字前田三〇五―四―地先から同字二八四―一―地先まで	八頭郡河原町大字長瀬字下河原三三一―五―地先から同町大字片山字前新田五〇五―地先まで	

鳥取県告示第百五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号に規定する道路を昭和五十八年二月二十二日指定したので、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十八年二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類及び路線名並びに区域	幅 (メートル) 員	延 (メートル) 長
境港市道 境港市上道七〇号線 境港市蓮池町二一―地先から同市上道町一三三七―地先までの区域	四・〇	三二二・一